

瀬戸市事務の補助執行に関する協定書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2及び第180条の7の規定に基づく事務の補助執行について、瀬戸市長（以下「市長」という。）、瀬戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）、瀬戸市公平委員会（以下「公平委員会」という。）、瀬戸市監査委員（以下「監査委員」という。）及び瀬戸市固定資産評価審査委員会（以下「固定資産評価審査委員会」という。）の協議により次のとおり定める。

（市長の権限に属する事務の補助執行）

第1条 市長は、教育委員会の事務を補助する職員等に別表第1に掲げる事務を補助執行させるものとする。

2 市長は、公平委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会の事務を補助する職員等に別表第2に掲げる事務を補助執行させるものとする。

3 前2項の規定により補助執行を命ぜられた事務の処理については、市長の定めるところによるものとする。

4 前項の規定にかかわらず教育委員会は、補助執行を命ぜられた事務を所管すべき課（以下「主務課」という。）その他の組織について、本協定の規定に反しない範囲で定めることができる。

（教育委員会の権限に属する事務の補助執行）

第2条 教育委員会は、市長の補助機関たる職員等のうち、交流活力部に属する職員等に別表第3に掲げる事務を、市民課及び支所に属する職員等に対して別表第4に掲げる事務を補助執行させるものとする。

2 前項の規定により補助執行を命ぜられた事務の処理については、教育委員会の定めるところによるものとする。ただし、別表第3中第1号から第4号までに定める事項にあつては、別表第5に定める専決区分により専決するものとし、第5号に定める事項にあつては、交流活力部長が

専決するものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず市長は、補助執行を命ぜられた事務の主務課その他の組織について、本協定の規定に反しない範囲で定めることができる。

(協議)

第3条 この協定書に定めるもののほか、必要な事項は、関係機関の協議により別に定める。

附 則

- 1 この協定書の規定は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日付けで締結した瀬戸市事務の補助執行に関する協定書は、平成22年3月31日をもって解除するものとする。

平成22年3月31日

瀬戸市長 増岡 錦也 印

瀬戸市教育委員会委員長 加藤 恵子 印

瀬戸市公平委員会委員長 日高 正行 印

瀬戸市代表監査委員 石田 守正 印

瀬戸市固定資産評価審査委員会委員長 小野 昭憲 印

別表第 1（第 1 条関係）

私立学校（私立幼稚園を除く。）、私立の専門学校及び私立の各種学校に関すること。

教育委員会の所掌する事業に係る国庫支出金及び県支出金等の申請に関すること。

瀬戸市予算及び決算規則（昭和 40 年規則第 17 号）、瀬戸市公有財産事務取扱規則（昭和 42 年規則第 21 号）、瀬戸市自動車等管理規程（昭和 40 年訓令第 2 号）に規定する各課等の長の処理すべき事務に関すること。

瀬戸市会計規則（昭和 29 年規則第 4 号）に規定する各課等の長及び物品取扱主任等の処理すべき事務に関すること。

瀬戸市契約規則（昭和 40 年規則第 18 号）に規定する契約担当者の処理すべき事務に関すること。

別表第 2（第 1 条関係）

瀬戸市予算及び決算規則、瀬戸市公有財産事務取扱規則、瀬戸市自動車等管理規程に規定する各課等の長の処理すべき事務に関すること。

瀬戸市会計規則に規定する各課等の長及び物品取扱主任の処理すべき事務に関すること。

瀬戸市契約規則に規定する契約担当者の処理すべき事務に関すること。

別表第 3（第 2 条関係）

青少年教育及び成人教育その他社会教育に関すること。

スポーツに関すること。

文化財の保護に関すること。

公民館の事業に関すること。

前4号に係る教育財産の管理に関すること。

別表第4（第2条関係）

住民の異動に伴う就学通知書、入学通知書、学齢児童生徒市外転出通知書及び学齢児童生徒市内異動通知書の交付に関すること。ただし、通学区域外入学に係るものを除く。

別表第5（第2条関係）

主務課の 区分	決裁区分	部長	課長	備考
	専決事項			
交流学び 課	青少年教育及び 成人教育その他 社会教育に関する こと	社会教育指 導員の任免	社会教育関 係団体の育成 生涯学習に 関する各種事 業の推進	
	スポーツに関する こと	体育指導委 員の委嘱 学校体育施 設管理指導員 及び学校体育 施設スポーツ 開放地区運営	学校体育施 設の利用の許 可及び使用料 の還付、減免 等 学校体育施 設の利用団体	

		<p>委員会委員の 任免</p>	<p>の登録</p> <p>学校体育施設 の開放日及び 開放時間の 変更並びに開 放の中止</p> <p>定光寺野外 活動センター の使用の許可 及び使用料の 還付、減免等</p> <p>定光寺野外 活動センター の開業時間の 変更</p> <p>定光寺野外 活動センター の休業日の変 更及び臨時の 休業</p> <p>定光寺野外 活動センター の施設及び設 備の維持管理</p>	
文化課	文化財の保護に	市指定文化		

	関すること	<p>財の保存に係る勧告又は指示</p> <p>市指定文化財の公開その他の活用に係る勧告</p> <p>市指定文化財の状況の調査又は報告の請求</p>		
地域活動支援室	公民館の事業に関すること	公民館運営委員の任免	<p>公民館が行う各種事業に対する指導</p> <p>公民館の施設及び設備の維持管理</p> <p>公民館が行う生涯学習に関する各種事業の推進</p>	